

国及び東京都の特別支援教育の動向について

(1) 国の動向

① 障害者の権利に関する条約

この条約は平成 18（2006）年 12 月の国連総会において採択され、日本は翌 19（2007）年 9 月に署名しています。その後は批准に向けて、障害者制度の改革推進に向けた取組を進め、平成 25（2013）年 6 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定につながりました。同年 12 月には、条約を批准することを国会が承認し、平成 26（2014）年 2 月から我が国において効力を生じました。

障害者の教育については、同条約第 24 条で規定されており、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

② 障害者基本法

平成 23（2011）年 8 月に障害者基本法が改正され、教育については、障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと、児童、生徒及びその保護者への必要な情報の提供、交流及び共同学習の実施、人材の確保及び資質の向上等が示されています。

③ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 28（2016）年 4 月に施行されたこの法律は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

法律では、障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供などを求めており、これらの具体例を盛り込んだ「対応要領」や「対応指針」の作成を通して、役所や事業者が障害者差別の解消に向けた自主的な取組を進めることが期待されています。

学校教育分野については、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が平成 27（2015）年 11 月に出されており、障害者の該当

性が、当該者の状況等に応じて個別に判断されること、いわゆる障害者手帳の保持や医療等による意見又は診断を受けた者に限られないと示され、教育分野における合理的配慮の具体例や、相談体制の整備に関する留意点などが明示されています。

④ 発達障害者支援法

平成 28 (2016) 年 5 月、就労と教育支援を強化するため、約 10 年ぶりに法改正され、周囲の理解不足などの「社会的障壁」を取り除く必要があること、子どもから高齢者まで切れ目のない支援を目指すことなどが盛り込まれました。

教育に関しては、第 8 条において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」を行うこと等が新たに規定されました。

⑤ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

平成 24 (2012) 年 7 月、中央教育審議会初等中等教育分科会から出されたのがこの報告です。共生社会の形成に向けて、就学相談・就学先決定のあり方や、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等についてまとめられています。

⑥ 学校教育法

平成 19 (2007) 年 4 月、学校教育法の一部改正が施行され、我が国は従来の「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換を果たしたことで、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うようになりました。その後、平成 25 (2013) 年 9 月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、就学先を決定するしくみの改正や、障害の状態等の変化を踏まえた転学に対応できる体制の整備等が求められるようになりました。

⑦ GIGAスクール構想

国では、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びの場と協働的な学びを実現するため、児童・生徒の一人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境の実現を目

指すGIGAスクール構想を進めています。災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により、全ての子供たちの学びを保障できる環境として、一人1台の端末整備を前倒して進めており、市立小・中学校においても、一人1台端末の整備が令和3年度に完了し、デジタル技術を活用した教育の基盤整備が急速に進められています。

⑧ 中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して』

令和3年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して』において、特別支援教育の在り方についての基本的な考え方として、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件を整備し、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があるとされました。特別支援教育の在り方として、障害のある児童・生徒等の学びの場の整備・連携強化、特別支援教育を担う教員の専門性向上や関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実が求められています。

⑨ こども基本法

「こども基本法」が、令和5（2023）年4月に施行されました。すべての子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す「こども施策」を推進するために制定されました。

⑩ 第4期教育振興基本計画

国は、令和5（2023）年6月に、2040年以降の社会を見据えた教育政策の在り方を示した「第4期教育振興基本計画」を策定しました。本計画では子どもが抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムを推進し、多様な教育ニーズへの対応するため、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」等が基本方針として示されています。

⑪ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

教育条件の整備に関して、医療的ケアを必要とする児童・生徒等（以下医療的ケア児という。）とその家族に対する支援について、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3（2021）年9月に施行されました。その基本理念に、医療的ケア児が医療

的ケアを必要としない児童・生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われるなど、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることが示されました。

(2)東京都の動向

① 東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画

東京都特別支援教育推進計画(第二期)の計画期間は、平成29(2017)年度から令和9(2027)年度までの11年間で、第二次実施計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までの3年間となります。

第二次実施計画の「施策の方向性Ⅱ小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実」においては、小学校、中学校等に在籍する児童・生徒が充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導及び支援によって着実に力を伸ばさせるとともに、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導及び支援が行われ、児童・生徒一人一人が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けることを目指しています。

② 東京都発達障害教育推進計画

平成28(2016)年2月、東京都教育委員会は、近年の法改正や都民ニーズ等、発達障害教育を取り巻く状況の変化に的確に応えるために推進計画を作成し、全ての公立学校における発達障害教育の充実を図っています。

基本理念として「発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行う。」ことや「発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充する。」ことが示されています。

③ 東京都教育ビジョン(第5次)

東京都教育ビジョン(第5次)は、令和6(2024)年度から令和10(2029)年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した、教育振興基本計画として策定するものです。

東京都教育ビジョン(第5次)では、基本的な方針「教育のインクルージョンの推進」において、多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実を図り、子どもたちが、尊重し合いながら学ぶ環境を整備することが示されています。